

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○家畜伝染病の発生
○家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜等の移動等の禁止

(家畜防疫対策室)

(同)

ページ

一

告 示

○宮城県告示第七百十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和六年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

高病原性鳥インフルエンザ

二 家畜の種類

鶏

三 患者及び疑似患者の区分並びにその羽数

疑似患者 約十七万二千羽

四 発生の場所又は区域

石巻市

五 発生日

令和六年十一月十日

六 疑似患者の取扱い

法令殺

○宮城県告示第七百十七号

家畜伝染病まん延防止規則（昭和四十三年宮城県規則第三十九号）第八条第一項の規定により、高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、知事が指定する家畜、又はその死体若しくは家畜伝染病の病原体をひろげるおそれのある物品の移動、移入及び移出の禁止区域を次のとおり指定するので、第十条の規定により告示する。

令和六年十一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する家畜等

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

二 指定する家畜等の移動、移入及び移出の禁止区域

別図のとおり

(別添)
高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う制限区域

